

平成31年4月19日

水管理・国土保全局河川計画課

福岡県・大分県・秋田県で統計開始以来最大の被害 ～平成29年の水害被害額(確報値)を公表～

国土交通省では、昭和36年より、水害(洪水、内水、高潮、津波、土石流、地すべり等)による被害額等(建物被害額等の直接的な物的被害額等)を暦年単位でとりまとめています。

平成29年の水害被害額(確報値)は、全国で約5,360億円となり、平成20年～29年の過去10カ年で平成23年に次ぐ2番目に大きい被害額となりました。^{※1}

都道府県別では、福岡県、大分県、秋田県の順に被害額が大きく、3県はそれぞれ昭和36年の統計開始以来最大の被害額となりました。

◆水害被害額は、全国で約5,360億円(平成20年～29年の過去10カ年で2番目に大きい)

◆都道府県別の水害被害額上位3県は、以下のとおり。

- ① 福岡県 (水害被害額: 約1,590億円)
- ② 大分県 (水害被害額: 約520億円) ※3県はそれぞれ昭和36年の統計開始以来最大の被害額
- ③ 秋田県 (水害被害額: 約410億円)

◆主要な水害による水害被害額及び概要

○平成29年7月九州北部豪雨等(水害被害額: 約1,900億円)

(平成29年7月5日～13日に生じた平成29年7月九州北部豪雨等による被害額)

- ・九州北部では、平成29年7月5日の昼頃から夜にかけて強い雨域がかかり、短時間に記録的な雨量を観測した。
- ・福岡県、大分県では、洪水が大量の土砂や流木とともに氾濫し、甚大な人的被害、家屋被害が発生した。
- ・筑後川水系では、桂川流域にて3箇所ですべり決壊したほか、小野地区で大規模な斜面崩壊、赤谷川で同時多発的な斜面崩壊が起きたことにより、大量の土砂や流木が流下し、被害が発生した。



赤谷川の土砂・流木被害(福岡県)

○平成29年台風21号(水害被害額: 約1,500億円)

(平成29年10月19日～24日に生じた平成29年台風21号による被害額)

- ・静岡県に上陸した台風第21号による影響で、近畿地方を中心に大雨となり、近畿地方では20箇所の観測所で日降水量の年間1位を記録した。
- ・東北から西日本にかけて、国管理河川11水系13河川、県管理河川41河川で被害が発生したほか、1都2府30県で土砂被害が発生した。
- ・本川水位のピークと支川の降雨のピークが重なる等により、和歌山県で1,000棟を超える大規模な浸水や、三重県で拠点病院や主要駅、観光施設の浸水など、大規模な被害が生じた。



伊勢神宮外宮前の浸水状況(三重県)

※1: 調査結果は政府統計の総合窓口(e-Stat) (<https://www.e-stat.go.jp/>)にて公開予定です。

【問い合わせ先】

水管理・国土保全局 河川計画課 白石(内線: 35312)、坂田(内線: 35325)

電話 03-5253-8111 / 直通 03-5253-8445 / FAX 03-5253-1602

1. 水害被害額^{※2}

約 5,360 億円

〔内 訳〕	
・一般資産等被害額	約 1,790 億円（構成比 33.4%）
・公共土木施設被害額	約 3,320 億円（構成比 62.0%）
・公益事業等被害額	約 250 億円（構成比 4.6%）
計	約 5,360 億円

（参考）過去 10 力年の水害被害額

年	水害被害額	年	水害被害額
平成 20 年	約 1,660 億円	平成 25 年	約 4,060 億円
平成 21 年	約 2,860 億円	平成 26 年	約 2,940 億円
平成 22 年	約 2,070 億円	平成 27 年	約 3,900 億円
平成 23 年	約 7,290 億円 ^{※3}	平成 28 年	約 4,660 億円
平成 24 年	約 3,460 億円	平成 29 年	約 5,360 億円

※2 水害被害額には、人的損失、交通機関のストップなどによる波及被害、被災した企業の部品・製品供給機能、本社機能等が損なわれることによる他地域の企業への影響等に係るものは含まれていない。

※3 平成 23 年の水害被害額には、東日本大震災に伴う津波による被害は含まれていない。

2. 水害被害の概要

（1）被災建物棟数 約 29,000 棟

〔内訳〕 ○全壊・流失	437 棟	○半壊	2,137 棟
○床上浸水	8,348 棟	○床下浸水	18,509 棟
		計	29,431 棟

上記の他、地下部分が浸水した建物棟数は 126 棟

（2）浸水区域面積 約 22,000ha

〔内訳〕 ○宅地・その他	3,661ha	○農地	18,270ha
		計	21,931ha

上記の他、地下の浸水区域面積は 2.3ha

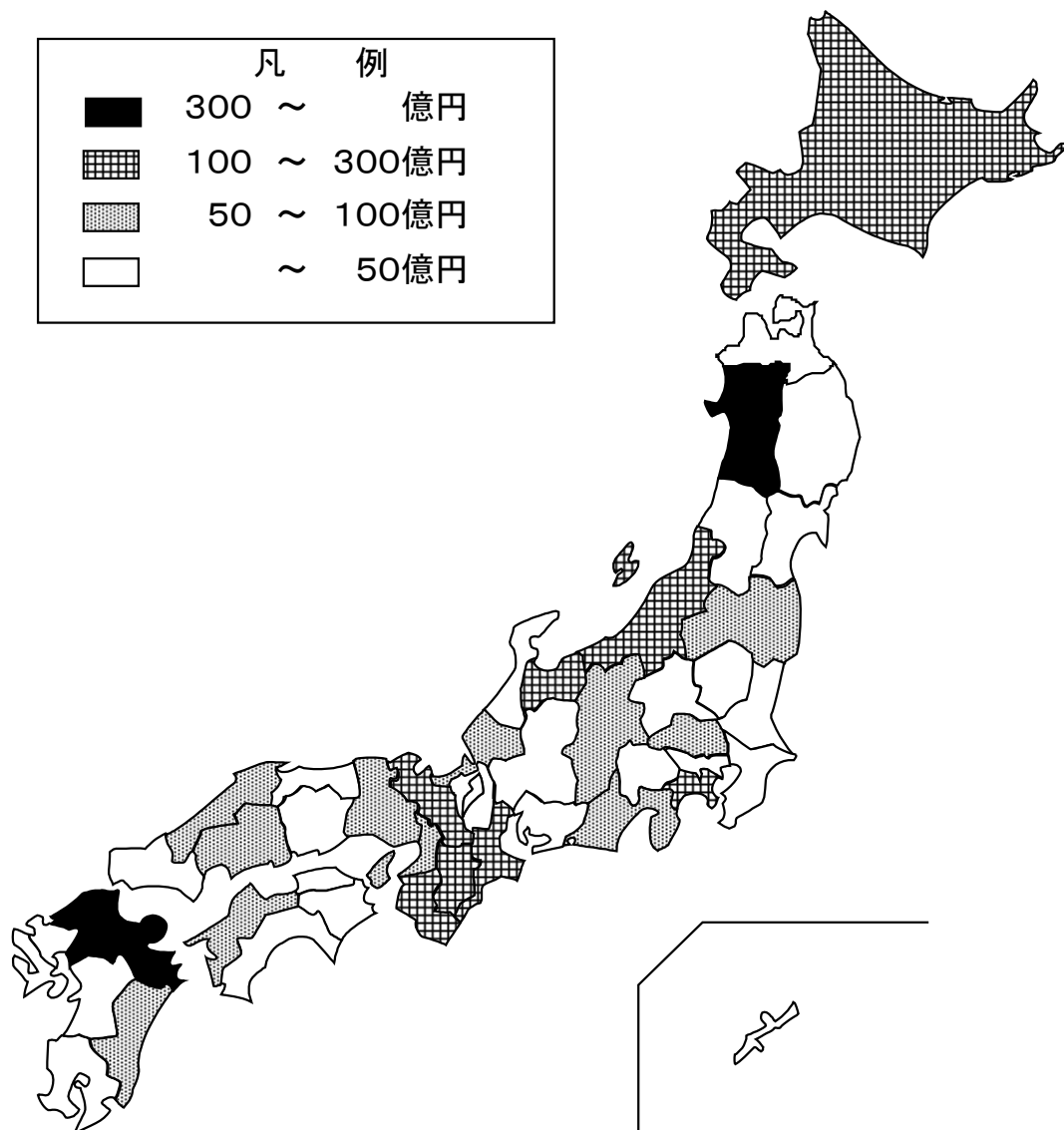
3. 都道府県別水害被害額

(単位：百万円)

	都道府県名	水害被害額		都道府県名	水害被害額
1	北海道	11,561	25	滋賀県	3,370
2	青森県	1,193	26	京都府	21,946
3	岩手県	4,565	27	大阪府	6,864
4	宮城県	4,435	28	兵庫県	9,067
5	秋田県	40,922	29	奈良県	12,664
6	山形県	7	30	和歌山県	24,069
7	福島県	7,234	31	鳥取県	3,080
8	茨城県	809	32	島根県	5,099
9	栃木県	1,396	33	岡山県	3,377
10	群馬県	1,357	34	広島県	5,453
11	埼玉県	9,361	35	山口県	587
12	千葉県	4,919	36	徳島県	2,051
13	東京都	3,494	37	香川県	2,528
14	神奈川県	10,846	38	愛媛県	8,964
15	新潟県	24,677	39	高知県	1,976
16	富山県	10,386	40	福岡県	158,631
17	石川県	4,124	41	佐賀県	539
18	福井県	5,087	42	長崎県	2,169
19	山梨県	2,180	43	熊本県	4,356
20	長野県	7,422	44	大分県	52,068
21	岐阜県	3,378	45	宮崎県	6,933
22	静岡県	5,373	46	鹿児島県	3,503
23	愛知県	3,564	47	沖縄県	482
24	三重県	28,031	合 計		536,096

四捨五入の関係で、内訳の合計と水害被害額が一致しない場合がある。

(参考) 都道府県別水害被害額図



4. 平成29年7月九州北部豪雨等による水害被害額等

水害被害額	被害の概要
<p>約1,904億円</p> <p>(平成29年7月5日～13日に生じた九州北部豪雨等による被害額)</p> <p>〔内訳〕</p> <p>一般資産等被害額 約678億円</p> <p>公共土木施設被害額 約1,100億円</p> <p>公益事業等被害額 約126億円</p>	<p>○死傷者数^{※4} 82名(死者41名^{※5} 行方不明者2名 負傷者39名)</p> <p>○被災建物棟数 4,458棟 ○浸水面積 2,648ha</p> <p>【 気象概況 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月30日から7月4日にかけて、梅雨前線が北陸地方や東北地方に停滞した。また、7月2日9時に沖縄の南で発生した台風第3号は、東シナ海を北上し、長崎市に上陸した後東に進み、5日9時に日本の東で温帯低気圧に変わった。 ・梅雨前線や台風第3号の影響により、西日本から東日本を中心に局地的に猛烈な雨が降り、大雨となった。特に7月5日から6日にかけて、島根県浜田市波佐^{はざ}、福岡県朝倉市朝倉、大分県日田市日田などで最大24時間降水量が統計開始以来の1位の値を更新する記録的な大雨となった。
<p>【 被害状況 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年7月九州北部豪雨等による都道府県別の水害被害額上位3県は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 福岡県 (約1,586億円) ② 大分県 (約 265億円) ③ 熊本県 (約 28億円) ・九州北部では、平成29年7月5日の昼頃から夜にかけて強い雨域がかかり、短時間に記録的な雨量を観測した。 ・福岡県、大分県では、洪水が大量の土砂や流木とともに氾濫し、甚大な人的被害、家屋被害が発生した。 ・筑後川水系では、桂川流域にて3箇所です堤防が決壊したほか、小野地区で大規模な斜面崩壊、赤谷川で同時多発的な斜面崩壊が起きたことにより、大量の土砂や流木が流下し、被害が発生した。 ・避難指示(緊急)は最大で約18万世帯、避難勧告は最大で約11万世帯に発令された。 ・大分県の久大本線花月川^{かげつがわ}橋梁が流出するなど交通ネットワークが分断され、ライフラインにも甚大な被害が発生した。 	



土砂・流木による被害(筑後川水系赤谷川)



同時多発的な斜面崩壊(筑後川水系北川)

※4 死傷者数は、「平成29年6月30日からの梅雨前線に伴う大雨及び台風第3号の被害状況及び消防機関等の対応状況について(第77報)」(消防庁作成)の数値を使用しており、風害等によるものを含む数値である。

※5 死者数については、上記の他1名の災害関連死がある。

5. 平成 29 年台風 21 号による水害被害額等

水害被害額	被害の概要
<p>約 1,499 億円</p> <p>(10月19日～24日に生じた平成29年台風21号による被害額)</p> <p>〔内訳〕</p> <p>一般資産等被害額 約 562 億円</p> <p>公共土木施設被害額 約 866 億円</p> <p>公益事業等被害額 約 71 億円</p>	<p>○死傷者数※6 253 名 (死者 8 名 行方不明者 0 名 負傷者 245 名)</p> <p>○被災建物棟数 10,359 棟 ○浸水面積 7,349ha</p> <p>【 気象概況 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月16日に発生した台風第21号は、21日から22日に日本の南を北上し、その後、四国沖を北東に進んだ。台風は23日に静岡市掛川市付近に上陸した後、関東地方を北東へ進み、23日に日本の東で温帯低気圧となった。 ・台風21号や日本付近に停滞した前線等の影響により、西日本から東日本、東北地方の広い範囲で大雨となった。特に、近畿地方や東海地方の多いところでは、降り始めからの降水量が800ミリを超えるなど、記録的な大雨となった。
<p>【 被害状況 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年台風21号による都道府県別の水害被害額上位3県は、以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> ① 三重県 (約257億円) ② 和歌山県 (約211億円) ③ 奈良県 (約121億円) <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県に上陸した台風第21号による影響で、西日本と東日本、東北地方の広い範囲で大雨となり、近畿地方では20箇所の観測所で日降水量の年間1位を記録し、多数の浸水被害や土砂災害が発生した。 ・西日本から東北地方にかけて、国管理河川11水系13河川、県管理河川41河川で被害が発生したほか、1都2府30県で土砂被害が発生した。 ・本川水位のピークと支川の降雨のピークが重なる等により、和歌山県で1,000棟を超える大規模な浸水や、三重県で拠点病院や主要駅、観光施設の浸水など、大規模な被害が生じた。 	



伊勢神宮外宮前の浸水状況



糸魚川市窯沢の被害状況

※6 死傷者数は、「平成29年台風21号による被害及び消防機関等の対応状況等について(第13報)」(消防庁作成)の数値を使用しており、風害等によるものを含む数値である。

【参考：水害統計調査の概要】

1 調査対象水害

調査対象としている水害は次の事象であり、その規模の大小を問わない。

- ① 河川に係る洪水、内水等
- ② 海岸に係る高潮、津波等
- ③ 降雨に起因する土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等

2 調査の概要

水害統計調査は、都道府県を通じて実施する次の3つの調査により構成している。

(1) 一般資産水害統計調査

水害によって生じた一般資産の被害額等を把握するため、浸水深別被害建物棟数、被災世帯数等を調査する。なお、一般資産とは、以下の資産を指す。

- ① 建物 ② 家庭用品 ③ 事業所資産 ④ 農作物 等

(2) 公共土木施設水害統計調査

水害によって生じた公共土木施設の被害額等を把握するため、被災施設、災害復旧事業費等を調査する。なお、公共土木施設とは、国土交通省所管の以下の施設を指す。

- ① 河川 ② 海岸 ③ 砂防設備 ④ 道路 ⑤ 港湾 ⑥ 下水道 ⑦ 公園 等

(3) 公益事業等水害統計調査

水害によって生じた公益事業等の被害額等を把握するため、物的被害額、営業停止損失額等を調査する。なお、公益事業等とは、以下の事業等を指す。

- ① 鉄道事業 ② 水道事業 ③ 電力会社 ④ 電気通信事業者 等

3 被害額の算出方法

都道府県、市区町村等において調査し、国土交通省水管理・国土保全局に報告された一般資産水害統計調査等の数値を基に、次の方法により、被害額を算出している。

(1) 一般資産被害額

一般資産水害統計調査の調査結果である浸水深別被害建物棟数等の数値を基に、被害率等の係数を用いて、次のような計算式により「建物被害額」、「家庭用品被害額」、「事業所資産被害額」等に分けて算出している。なお、農作物の被害額は、都道府県からの報告額を合計し、算出している。

《 被害額の計算式：例 》

- ・ 建物被害額＝浸水深別・勾配別被災建物延床面積×都道府県別家屋1㎡当たり評価額×浸水深別・勾配別被害率
- ・ 家庭用品被害額＝浸水深別被災世帯数×1世帯当たり家庭用品所有額×浸水深別被害率
- ・ 事業所資産被害額＝浸水深別・産業分類別被災事業所従業者数×（産業分類別事業所従業者1人当たり償却資産評価額×浸水深別償却資産被害率＋産業分類別事業所従業者1人当たり在庫資産評価額×浸水深別在庫資産被害率）

(2) 公共土木施設被害額

公共土木施設水害統計調査の報告額（補助事業及び地方単独事業の災害復旧事業費）の合計に、直轄事業の災害復旧事業費を加算し、算出している。

(3) 公益事業等被害額

公益事業等水害統計調査の報告額（物的被害額及び営業停止損失額）を合計し、算出している。営業停止損失額は、営業停止によって生じた売上減少額（水害が発生しなかったとした場合に通常期待される売上額を基準として算定）を計上しているが、公益事業等によっては、貨幣換算化が困難であること等の理由により、公益事業等被害額に計上されていない場合がある。

4 調査の実施フロー

